

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

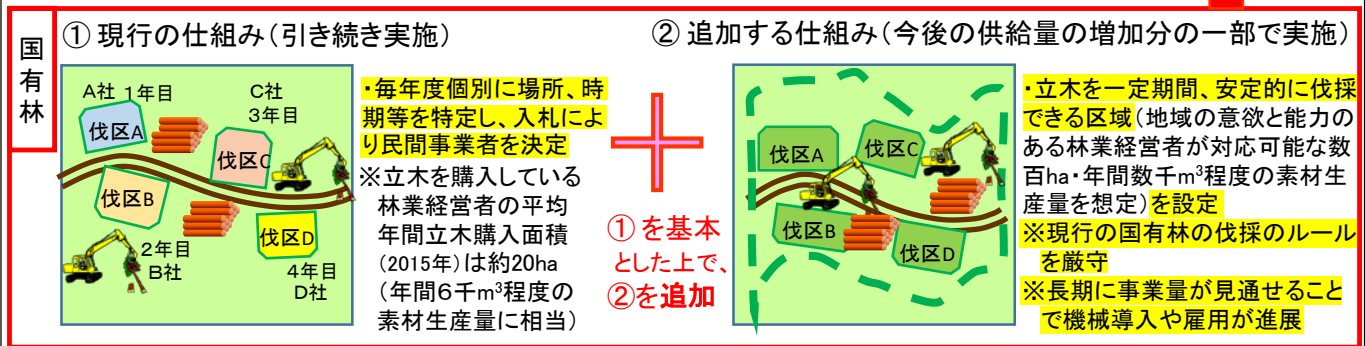
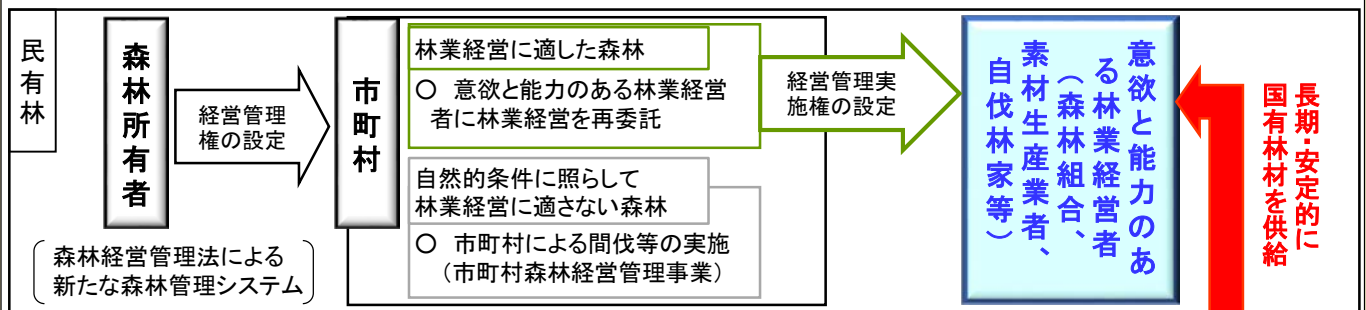
背景

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な民有林を意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)に集積・集約することとしたところ。
- このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- ⇒ 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- ⇒ 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。

改正の概要

1 国有林野の管理経営に関する法律の改正

- 国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取(伐採)できる権利を、民有林材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるようにする。(第8条の5～第8条の12)
- その際、国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、権利を設定された者(権利者)は、5年ごとに、樹木の採取の具体的な条件等について、現行の国有林の伐採のルール(箇所毎の皆伐上限面積、保残帯の設置等)に適合した契約を国と締結する。加えて、国は、権利者に樹木採取と再造林を一体的に行うよう申し入れることとし、再造林が適切に行われるようにする。(第8条の14、第8条の25)
- 権利者が実施契約に係る重大な違反行為を行ったとき等の場合は、国は樹木採取権を取り消す。(第8条の22)



2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画(事業計画)を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金融通)を講ずる。(第4条、第16条)

3 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

2の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加。(第3条、第12条)